

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について
 (平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豚(いのししを含む。以下1において同じ。)又は馬に由来する血粉及び<u>血しょうたん白質</u></p> <p>(3) 豚に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(4) 馬に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(5) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白質</u></p> <p>(6) 家きんに由来する<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(7) 豚、馬又は家きんに由来する<u>原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(8) 豚、馬又は家きんに由来する<u>原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白質</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豚(いのししを含む。以下1において同じ。)又は馬に由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u></p> <p>(3) 豚に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(4) 馬に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(5) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u></p> <p>(6) 家きんに由来する<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(7) 豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉</p> <p>(8) 豚、馬及び家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u></p> <p>(9) (略)</p>

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質（（2）、（5）及び（8）に掲げるものを除く。以下「牛血粉等」という。）

(11) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（（3）から（7）に掲げるものを除く。以下「牛肉骨粉等」という。）

(12) ・ (13) （略）

(14) (10)又は(11)を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料

2～3（略）

第2（略）

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の（1）、（3）から（7）まで及び（9）から（13）まで（（5）、（6）及び（9）にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の（1）の大臣確認の申請又は第1の3の（2）の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白

(11) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉

(12) ・ (13) （略）

(14) (10)又は(11)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料

2～3（略）

第2（略）

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の（1）、（3）から（7）及び（9）から（13）まで（（5）、（6）及び（9）にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の（1）の大臣確認の申請又は第1の3の（2）の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付

を受けたときは、原則として、別添1-1の1の(4)、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)、別添6-1の1の(4)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)、別添10-1の1の(4)、別添11-1の1の(4)又は別添12-1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

別添2-1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚(いのししを含む。)(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白質(以下「豚血粉等」という。)の製造に用いる原料は、別添2-2の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第7号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

2~6 (略)

注 (略)

を受けたときは、原則として、別添1-1の1の(4)、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)、別添6-1の1の(4)若しくは(5)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)、別添10-1の1の(4)、別添11-1の1の(4)又は別添12-1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

別添2-1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚(いのししを含む。)(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白(以下「豚血粉等」という。)の製造に用いる原料は、別添2-2の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第7号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

2~6 (略)

注 (略)

別添 2 - 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白質製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあつては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。

イ（略）

2（略）

注（略）

別添 3 - 1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

別添 2 - 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあつては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。

イ（略）

2（略）

注（略）

別添 3 - 1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

注 (略)

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

注 (略)

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア 豚（いのししを含む。以下同じ。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ（略）

（２）・（３）（略）

２（略）

注（略）

別添４－１

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉の製造基準

１ 原料受入に係る基準

（１）収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添４－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第９号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

ア 豚（いのししを含む。以下同じ。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ（略）

（２）・（３）（略）

２（略）

注（略）

別添４－１

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉の製造基準

１ 原料受入に係る基準

（１）収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添４－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第９号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) ~ (4) (略)

2 ~ 5 (略)

注 (略)

別添 4 - 2

馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）は、馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ~ケ (略)

(2) ・ (3) (略)

2 (略)

注 (略)

別添 5 - 1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白質、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

(2) ~ (4) (略)

2 ~ 5 (略)

注 (略)

別添 4 - 2

馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）は、馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ~ケ (略)

(2) ・ (3) (略)

2 (略)

注 (略)

別添 5 - 1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白質、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は（４）のア及びイの契約を締結した別添５－２に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

（２）～（４）（略）

２～５（略）

注（略）

別添６－１

豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の製造基準

１ 原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は（４）のア及びイの契約を締結した別添５－２に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

（２）～（４）（略）

２～５（略）

注（略）

別添６－１

豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

１ 原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料

(以下「豚・馬・家きん原料」という。)は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

(削る)

① 別添6-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚・馬・家きん原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの

②・③ (略)

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚・馬・家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添6-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② (1)の②の収集先にあつては、豚(いのししを含む。)、馬又は家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、豚、馬及び家きんにあつては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあつては専用容器を用いること。

(以下「豚、馬又は家きん原料」という。)は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添6-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料であつて別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの

② 別添6-3の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料の混合物であつて別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの

③・④ (略)

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚、馬又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添6-2の確認基準を満たした状態で、同②の収集先にあつては、別添6-3の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② (1)の③の収集先にあつては、豚(いのししを含む。)、馬又は家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、豚、馬及び家きんにあつては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあつては専用容器を用いること。

③ (1) の③の収集先にあつては、別添 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1 又は 7-1 の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚・馬・家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が添付されていない原料については、解体処理されていない豚若しくは豚胎盤、馬若しくは馬胎盤又は家きんである場合にあつては、豚、馬又は家きん由来以外の原料の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあつては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1) の①の原料収集先等原料収集に関わる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

③ (1) の④の収集先にあつては、別添 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1 又は 7-1 の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が添付されていない原料については、解体処理されていない豚若しくは豚胎盤、馬若しくは馬胎盤又は家きんである場合にあつては、豚、馬又は家きん由来以外の原料の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあつては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1) の①及び②の原料収集先等原料収集に関わる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚・馬・家きん原料の収集先等は、別添6-2の確認基準を満たすこと。

イ 豚・馬・家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2～5 (略)

注 (略)

(削る)

別添6-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場 (いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。)

ア 原料混合肉骨粉等の原料とする豚 (いのししを含む。) 又は馬に由来する副産物 (以下「豚・馬原料」と

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚、馬又は家きん原料の収集先等は、別添6-2又は6-3の確認基準を満たすこと。

イ 豚、馬又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2～5 (略)

注 (略)

別添6-2 (略)

別添6-3

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) 豚・馬共用と畜場

ア 豚及び馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚及び馬に由来する副産物 (以下

いう。)は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ (略)

(2) 食鳥処理場

ア 原料混合肉骨粉等の原料とする家きんに由来する副産物(以下「家きん原料」という。)の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことをウの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ 家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ウ ア及びイの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることを確認すること。

(3) カット場等

ア～ケ (略)

(4) (略)

2 (略)

「豚・馬原料」という。)は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ (略)

(新設)

(2) 豚(いのししを含む。以下同じ。)・馬・家きん共用カット場等

ア～ケ (略)

(3) (略)

2 (略)

注（略）

別添 7－1

豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。以下1において同じ。）、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白質（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚、馬又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

①（略）

② 別添 2－1、5－1 又は 7－1 の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第 8 号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの

(2) ・ (3)（略）

2～5（略）

注（略）

別添 9－1

牛血粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

注（略）

別添 7－1

豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。以下1において同じ。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚、馬又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

①（略）

② 別添 2－1、5－1 又は 7－1 の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第 8 号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの

(2) ・ (3)（略）

2～5（略）

注（略）

別添 9－1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛血粉等の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添 2－2 又は 9－2 の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受け入れた原料であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が添付されたもの
- ② 別添 2－1、5－1 又は 7－1 の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第 8 号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの
- ③ 別添 9－1 の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されたもの

(2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、(1) の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

- ① (1) の①の収集先にあっては、別添 2－2 若しくは 9－2 の確認基準又は別添 5－1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添 2－2 又は別添 9－2 の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受け入れた原料であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添 2－2 若しくは別添 9－2 の確認基準又は別添 5－1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

② (1) の②又は③の収集先にあつては、別添 2-1、5-1、7-1 又は 9-1 の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、(1) の①の原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ (略)

2～5 (略)

注 (略)

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ (略)

2～5 (略)

注 (略)

別添 9-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛血粉等の原料を扱う事業場

牛血粉等の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の（1）から（7）までを確実に満たすものを収集すること。

（1）（略）

（2）牛血粉等原料が採取される工程は、①厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）、②と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）並びに③牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しない

別添 9-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の（1）から（7）までを確実に満たすものを収集すること。

（1）（略）

（2）牛血粉等原料が採取される工程は、①厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）、②と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）並びに③牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外

よう、ア及びイの要件を満たすこと。

(3)～(7) (略)

2 (略)

注 (略)

別添 10-1

牛肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛肉骨粉等の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添 3-2、4-2、5-2、6-2 又は 10-2 の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受け入れた原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が添付されたもの。

②～④ (略)

⑤ 別添 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1 又は 7-1 の基準を満たす施設から受け入れたものであって、

の動物に由来するたん白質が混入しないよう、ア及びイの要件を満たすこと。

(3)～(7) (略)

2 (略)

注 (略)

別添 10-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添 3-2、4-2、5-2、6-2、6-3 若しくは 10-2 の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受け入れた原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が添付されたもの。

②～④ (略)

(新設)

別記様式第 8 号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

- ⑥ 別添 9-1 又は 10-1 の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されたもの。

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに当たっては、(1) の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

- ① (1) の①の収集先にあつては、別添 3-2、4-2、5-2、6-2 又は 10-2 の確認基準又は別添 5-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料の受け入れに係る基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1) の②又は③の収集先にあつては、次のア、イ又はウを入れる容器のいずれとも共用されておらず、輸送前に容器の洗浄を十分に行うこと。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと

(新設)

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに当たっては、(1) の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

- ① (1) の①の収集先にあつては、別添 3-2、4-2、5-2、6-2、6-3 若しくは 10-2 の確認基準又は別添 5-1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料の受入れに係る基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1) の②又は③の収集先にあつては、次のア、イ又はウを入れる容器のいずれとも共用されておらず、輸送前に容器の洗浄を十分に行うこと。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと

畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 14 条の検査を経ていない牛の部位 (以下「牛の脊柱等」という。)

イ と畜場法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 44 号) 別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位 (以下「めん山羊の部位」という。)

ウ (略)

③ (略)

④ (1) の⑤又は⑥の収集先にあつては、別添 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1、7-1、9-1又は 10-1 の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚 (いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを、原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が添付されていない 1 の (1) の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあつては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことを、そ

畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位 (以下「牛の脊柱等」という。)

イ と畜場法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 44 号) 別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位 (以下「めん山羊の部位」という。)

ウ (略)

③ (略)

(新設)

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚 (いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が添付されていない 1 の (1) の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあつては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことを、そ

れぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は帳簿は、8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3-2、4-2、5-2、6-2 又は 10-2 の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2～5 (略)

注 (略)

別添 10-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛肉骨粉等の製造業者は、牛肉骨粉等の原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）として、次の（1）から（7）までが確実に実施されているものを収集すること。

れぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3-2、4-2、5-2、6-2、6-3 又は 10-2 の確認基準を満たすこと。

イ (略)

2～5 (略)

注 (略)

別添 10-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造業者は、牛肉骨粉等の

(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも分別されていること。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

イ と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ（略）

(2) ～ (7) (略)

2 (略)

注 (略)

原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）として、次の（1）から（7）までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも分別されていること。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

イ と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ（略）

(2) ～ (7) (略)

2 (略)

注 (略)

別添 13

牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等、牛肉骨粉等及び中間製品の受入れに係る基準

(1) 収集先

牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造に用いる牛血粉等又は牛肉骨粉等は、次のアからウまでのいずれかに該当するもののみ受け入れること。

ア 牛血粉等

別添 9 - 1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造された牛血粉等であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されているもの。

(削る)

別添 13

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」という。）は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとする。

ア 牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されているもの。

① 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）

(削る)

イ 牛肉骨粉等

別添 10-1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造された牛肉骨粉等であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されているもの。

ウ 中間製品

別添 13 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程（以下「確認済製造工程」という。）で製造された混合飼料であって、別記様式第 11 号の確認済中間製品供給管理票が添付されているもの（以下「中間製品」という。）。

(2) 原料の輸送

牛血粉等にあっては別添 9-1 の 4、牛肉骨粉等にあっては別添 10-1 の 4、中間製品にあっては別添 13 の 4 の基準に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。

(3) 原料受入時の管理・記録

牛血粉等、牛肉骨粉等又は中間製品の受入時に、農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造されたものであることを、添付されている牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は確

② 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）

(新設)

イ 中間製品

確認済魚飼ラインで製造された混合飼料であって、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が添付されているもの（以下「中間製品」という。）。

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあっては別添 9-1 の 4 又は別添 10-1 の 4、中間製品にあっては別添 10-1 の 4 の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) 原料受入時の管理・記録

牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の受入時に、添付されている「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」又は「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」の記載内容、供給された原料の

認済中間製品供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける製造工程は、牛、めん羊、山羊又は鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離していること。

(削る)

(削る)

(削る)

(2) (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 最終製品

ア 出荷先の確認

内容、数量、分別流通の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 確認済魚飼ラインは、次の①及び②の要件を満たすこと。

① 牛、めん羊、山羊又は鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料の製造工程と完全に分離されていること。

② 牛等以外の家畜等を対象とする飼料の製造工程に、確認済魚飼ラインで製造した飼料が混入しないように製造工程が分離されていること。

イ 牛肉骨粉・血粉等及び中間製品の飛散等により、確認済魚飼ライン以外の製造工程が汚染されないようにすること。

(2) (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 最終製品

ア 出荷先の確認

確認済製造工程において製造された飼料を最終製品（確認済製造工程において製造された飼料であって、中間製品以外のものをいう。）として出荷するに当たっては、出荷先が次の①又は②のいずれかであること及び当該製品を原料として飼料を製造しないことを確認すること。

- ① 馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を飼養する事業者
- ② 馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料として販売する事業者（牛等を対象とする飼料を店舗に陳列している販売事業場を除く。）

イ 出荷工程

最終製品の出荷に当たっては、飛散等により馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ（略）

(2) 中間製品

ア 出荷先の確認

確認済製造工程において製造された中間製品の出荷に当たっては、出荷先が確認済製造工程を有する施設であることを確認すること。

イ 出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された飼料を最終製品（養殖業者又は販売業者に出荷する飼料をいう。）として出荷するに当たっては、出荷先が次の①又は②のいずれかであること及び当該製品を原料として飼料を製造しないことを確認すること。

- ① 養殖水産動物を飼養する事業者
- ② 養魚用飼料として販売する事業者

イ 出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料の出荷に当たっては、飛散等により養魚用飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ（略）

(2) 中間製品（養魚用飼料製造業者に出荷する飼料）

ア 出荷先の確認

確認済魚飼ラインにおいて製造された中間製品の出荷に当たっては、出荷先の製造工程が、確認済魚飼ラインを有する施設であることを確認すること。また、中間製品は、確認済魚飼ラインを有する施設のみ出荷すること。

イ 出荷工程

中間製品の出荷に当たっては、飛散等により馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ 確認済中間製品供給管理票

中間製品の出荷に当たっては、別記様式第 11 号により確認済中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済中間製品供給管理票を 8 年間保存すること。

エ (略)

4 製品輸送に係る基準

最終製品又は中間製品の輸送に当たっては、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）と混載しないこと。

5 (略)

6 従業員の教育

確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料の出荷に当たっては、飛散等により養魚用飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票

確認済魚飼ラインで製造された中間製品の出荷に当たっては、別記様式第 11 号により確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を 8 年間保存すること。

エ (略)

4 製品輸送に係る基準

確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料（以下「確認済養魚用飼料」という。）の輸送に当たっては、専用の輸送容器で輸送すること。牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）と混載しないこと。トランスパック等に包装された確認済養魚用飼料と家畜（牛等を除く。）・家きんを対象とする飼料と混載する場合は、積載場所を区分し、これらに当該養魚用飼料が混入しないようにすること。

5 (略)

(新設)

教育訓練に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、次に掲げる教育訓練に係る業務を行わせること。

(1) 原料の受入れから製品の輸送までの業務に従事する従業員に対して、当該業務に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。

(2) 教育訓練の実施状況を記録し、少なくとも2年間保存すること。

7 自己点検

(新設)

(1) 原料の受入れから製品の輸送までの業務についての自己点検に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、当該手順書に基づき自己点検を定期的に行わせ、その結果の記録を作成し、少なくとも2年間保存すること。

(2) (1)の自己点検の結果に基づき、管理基準等に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるとともに、当該措置の記録を作成し、少なくとも2年間保存すること。

8 異常時対応

(新設)

製造工程における設備又は機器の故障等により省令に定める規格や基準を満たさない製品が製造される可能性があるなどの異常への対応につき、次に掲げる事項を含む手順書を定め、製造・品質管理者に、当該手順書に基づいて、異常時の対応を行わせること。

(1) 異常発生の原因を究明し、所要の措置を講じること。ただし、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）への混入が発生し、又はその疑いがある

ると認められたときは、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又はセンター（以下「行政機関等」という。）にその旨を連絡するとともに、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じること。更に、行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力すること。

(2) 管理基準等に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。

(3) 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。

(4) 異常が認められた製品等を適切に処理すること。

(5) 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該製品が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 14

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(10)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア～イ（略）

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 14

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(10)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア～イ（略）

ウ 第1の1の(10)の牛に由来する血粉又は血しょうたん白質の輸入先国は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

(2) (略)

2 輸入業者の基準

(1) (略)

(2) 第1の1の(2)から(8)まで、(10)及び(12)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から7まで、別添9又は別添11の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ (略)

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規定を定めること。

① (略)

② 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(1)のイの③又は1の(2)のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号に

ウ 第1の1の(10)の牛に由来する血粉又は血しょうたん白の輸入先国は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

(2) (略)

2 輸入業者の基準

(1) (略)

(2) 第1の1の(2)から(8)まで及び(12)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から7まで又は別添11の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ (略)

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規定を定めること。

① (略)

② 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(1)のイの③又は1の(2)のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号に

よる肉骨粉等供給管理票、別記様式第 10 号による牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は別記様式第 12 号による動物性油脂供給管理票を作成すること。

輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとする。

③ (略)

④ 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を 8 年間保存すること。

エ それぞれ別添 2 から 7 まで、別添 9 又は別添 11 の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) (略)

別記様式第 11 号

(確認済中間製品供給管理票の記載例)

確認済中間製品供給管理票	
確認済中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	(略)
(略)	(略)
供給する確認済中間製品の種類	(略)

よる肉骨粉等供給管理票又は別記様式第 12 号による動物性油脂供給管理票を作成すること。

輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとする。

③ (略)

④ 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を 8 年間保存すること。

エ それぞれ別添 2 から 8 - 1 まで又は別添 11 の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) (略)

別記様式第 11 号

(確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例)

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済魚飼ライン中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	(略)
(略)	(略)
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	(略)

供給する確認済中間製品の名称	牛混合飼料 1 号
(略)	(略)
(略)	

供給する確認済魚飼ライン中間製品の名称	牛魚混合飼料 1 号
(略)	(略)
(略)	

附 則

この通知は、令和 年 月 日から施行する。